

2005年9月21日

「住民基本台帳の閲覧制度のあり方に関する検討会報告書（素案）」に関する意見
稲葉 馨（東北大学大学院法学研究科教授）

所属大学の所用のため9月21日に開催されます第7回検討会には出席できませんので、標記案（以下、「素案」とする。）について、意見を述べさせていただきます。

原則として「何人」にも閲覧を認める現行制度を廃止して、主体と利用目的の観点から、限定的にのみ閲覧を認める制度を「再構築」という基本方針に賛成します。

閲覧を認めるにあたり、国・地方公共団体の職員による閲覧を含めて、審査手続を整備しチェックを厳格化するという点も極めて重要なことであり、賛成します。

以上を前提にして、

大量閲覧をも「公証制度としての利用目的の範囲内」としている点
にしぼって、意見を述べさせていただきます。

大量閲覧＝公証という考え方は、住民基本台帳（の一部の写し）を閲覧に供することが、住民の居住関係を公に証明することを意味する、とするものと思われます。しかし、実態としては、「当該地方公共団体（あるいはその特定地域）において住民登録している住民はこれだけいます（そして住民の4情報はこうなっています）」という情報を提供しているにとどまるのであって、そこに登載されている全住民の居住関係を証明する行為といえるか、そこまでの整理には躊躇を覚えます。

私は、これまで検討会において、制度の再構築にあたっては「目的」規定の見直しが必要ではないかという意見を表明してまいりました。現行の住民基本台帳法第1条は、住民基本台帳制度の目的として、①「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とする」こと、②「住民の住所に関する届出等の簡素化を図ること」、③「住民に関する記録の適正な管理を図る」ことをあげ、そのような住民基本台帳制度の運用によって「住民の利便を増進」し、「行政の合理化に資する」ものとしています。①との関係では、住民の居住関係を公証する事務を行うための基礎として住民基本台帳を用いるというわけです。

大量閲覧につきましては、少々無理をしてでも①に含めるという素案の方向も成り立ち得ないとは思いますが、この際、例えば、③の文言を、「……適正な管理と利用を図る」というように改正することによって対処する方策もあり得るのではないかと思います。周知のように③の文言は、個人情報の適正な管理を図るという観点から1985年の本法改正によって加えられたものであり、住民基本台帳の閲覧に係る合理的な制限の拠り所ともなってきたものです。この改正によって、特定の（公益性が高く、必要不可欠性も認められる）大量閲覧について、個人情報の保護を図りつつ最小限度の利用を（正面から）認めるという趣旨を出すことができないでしょうか。

ご議論のご参考になれば幸いです。